愛媛県　外来ゴケグモ類防除実施計画

目　　次

1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　特定外来生物の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
3　防除を行う区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
4　防除を行う期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
5　防除の一部を行う市町名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
6　本県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　（１）確認状況
　（２）被害状況
7　防除の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　（１）未侵入段階
　（２）侵入初期段階
　（３）初期定着段階
　（４）後期定着段階
8　防除に係る体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　（１）未侵入段階～初期定着段階
　（２）後期定着段階
9　防除の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
10　従事者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　様式第１号：捕獲従事者台帳

１　目　的

ゴケグモ類のセアカゴケグモとハイイロゴケグモおよびクロゴケグモは、クモ目ヒメグモ科ゴケグモ属の外来クモで、α-ラトロトキシンという神経毒を持っており、咬まれた場合に進行性の筋肉麻痺を生じることもあることから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という。）において「特定外来生物」に指定されている。セアカゴケグモは 1995 年（平成 7 年）に大阪府と三重県で確認され、2026 年（令和 8 年）現在、46 都道府県で確認されている。ハイイロゴケグモは 1995 年（平成 7 年）に神奈川県で確認され、2026 年（令和 8 年）現在、20 都府県で確認されている。クロゴケグモは山口県と滋賀県で記録があり、山口県岩国市の米軍海兵隊基地内で 2026 年（令和 8 年）時点においても複数個体が報告されているものの、国内での記録は前述の 2 種と比較して極端に少ない。

国外からの侵入経路は主に物資の移動に付随して非意図的に持ち込まれたと考えられており、定着した国内個体はフェリーのコンテナやパレット、建築資材や引越荷物とともに自動車や船舶によって移動している可能性が高い。

本計画は、外来生物法に基づき、愛媛県内における外来ゴケグモ類の防除目標とその他必要な事項を定めることにより、県、市町、関係団体及び県民等が、本種に対する共通の理解を深め、情報の共有を図り、それぞれの役割を担うことで、効果的かつ継続的な防除体制の確保を図ることを目的とする。また、県内各地で外来ゴケグモ類の生息が確認された場合は、本計画書に基づき生態系・人の生命や身体等への被害を防止するため、積極的な防除を実施するものとする。

なお、本計画は、外来ゴケグモ類の生息確認後に県内の市町、民間団体等が独自に防除実施計画を策定し、国の確認・認定を受けることを妨げるものではない。

２　特定外来生物の種類

セアカゴケグモ（*Latrodectus hasseltii*）、　ハイイロゴケグモ（*L. geometricus*）、クロゴケグモ（*L. mactans*）　※クロゴケグモは県内未確認

３　防除を行う区域

愛媛県全域

４　防除を行う期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

５　防除の一部を行う市町名

松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町（県内全市町）

６　本県の現状

（１）確認状況

・セアカゴケグモ

2014 年（平成 26 年）に愛南町で雌成体 1 頭が確認されて以降、 3 市で雌成体 1 頭

が確認される散発的な発生に留まっていたが、2016 年（平成 28 年）に西条市において複数の雌成体と卵嚢が同一地点で確認された。2019 年（令和元年）に松山市と新居浜市で複数の雌成体と卵嚢が確認されたことを受けて各市と連携して周辺調査と防除にあたり、2026 年（令和 8 年）現在モニタリングも継続中である。

県内の分布状況は、2026 年（令和 8 年）8 月時点で、30 メッシュ（5 ㎞×5 ㎞メッシュ）で確認されている（図 1）。市町単位では愛南町、今治市、四国中央市、西条市、新居浜市、松山市、八幡浜市、松前町、砥部町、上島町、東温市、伊予市の 8 市 4 町で確認されており、東予や中予地域で分布拡大傾向が顕著である。なお、令和 6 年から 7 年にかけて通報件数が急激に増加した。特に新規発生場所の急激な増加が特徴的であった。初確認された平成 26 年から令和 5 年までの新規発生地点数は平均すると 3.3 地点だったが、令和 6 年は 29 地点、令和 7 年は 57 地点の報告があった（図 2）。

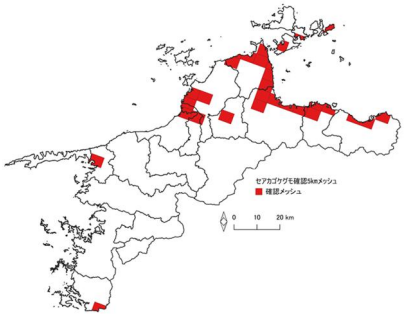


図1 セアカゴケグモが確認されたメッシュ（平成 26−令和 8 年 8 月）
令和8年時点では確認されていなメッシュも含む

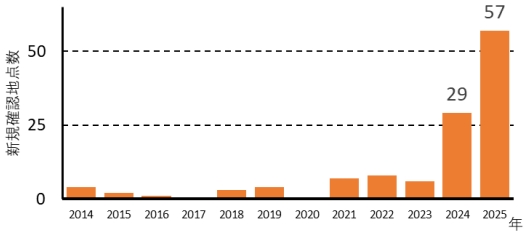


図2 セアカゴケグモ年別新規発生地点数の推移

・ハイイロゴケグモ

2019 年（令和元年）に新居浜市の新居浜港東港地区垣生ふ頭荷さばき地内で、雌成体 1 頭が県内初確認された（写真 1）。次いで、四国中央市の民間事業所に搬入された荷物から本種の雌成体 1 頭（死亡個体）、令和 2 年に新居浜港で雌成体が 1 頭確認された。令和 8 年には松山市別府町の民間事業所内で雌成体 1 頭が確認されたものの、全ての事例で単発的な発生に留まっており、県内定着には至っていないと考えられる。



写真1 ハイイロゴケグモ（令和元年 新居浜市）

・クロゴケグモ

県内で確認事例はない。

（2）被害状況

外来ゴケグモ類による被害は、神経毒による咬傷被害が挙げられるが、現時点で県内での健康被害は確認されていない。

7　防除目標

本県では東予地域、中予地域を中心にセアカゴケグモの確認事例が増加しているものの、確認された市町は、20 市町のうち 12 市町に留まっており、県全域の共通した侵入段階の設定は困難であることから、防除目標は市町単位を基本とした地域の実情に応じた目標設定と対策を行うものとする。

（1）未侵入段階

目標:「普及啓発と侵入の監視」

本種の主な移動は物流を介して行われることから、県下全域に侵入リスクがある。県は市町と連携して屋外公共施設を中心に注意喚起等の情報提供を行う。未確認の市町で地域住民からの発見に係る情報提供が市町役場にあった場合は、県と連携して種の判別を行い、ゴケグモ類と判別された場合は周辺調査を実施し、必要に応じて侵入初期段階または、定着段階に移行した目標設定を行う。

（2）侵入初期段階　（未侵入段階から侵入初期段階への移行基準：1 頭のみの雌成体の確認）

目標:「早期発見と迅速な完全排除」

侵入初期段階では、周辺調査で新たな営巣や個体が確認されない場合がある。県内の対応実績では、侵入初期段階（1 頭のみの雌成体の確認）の防除後に同一場所で再発生するリスクが低かった。早期発見と迅速な完全排除で生息域の拡大防止を図る。

（3）初期定着段階　（各段階から初期定着段階への移行基準：2 頭以上の雌成体、卵嚢の確認）

目標:「総合的な防除による咬傷被害の防止」

2 頭以上の成体が確認された場合や、卵嚢が確認された場合は、防除を行ったとしても同一場所で再確認される事例が県内では多い。この段階では長期的には根絶を最終目標とするものの、咬傷被害を未然に防ぐことを短期的な目標として、人が直接触る可能性がある場所（公園ベンチ、遊具、滑り台等）の対策優先度を上げた取組を行う。

（4）後期定着段階　（初期定着段階から後期定着段階への移行基準：複数年にわたる確認）

目標:「多様な主体による総合的な防除」

複数の雌成体や卵嚢が複数年に渡って確認される場合は、確認地点周辺にも営巣している可能性がある。この場合、まずは分布域を把握し、発生リスクの高い地域への情報提供を重点的に行う。初期定着段階と同様に、咬傷被害を未然に防ぐための対策優先順位を設定して局所的な根絶を目標とする。住居等での発生に関しては、各個人による防除を推進するとともに、公園等の公共施設においては行政機関以外も含めた多様な主体による防除を検討する。

8　防除等に係る体制

（1）未侵入～初期定着段階

愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター（以下「生物多様性センター」という。）が中心となって市町と連携して普及啓発・情報収集・調査確認・初期防除を推進する。生物多様性センターには、外来ゴケグモ類の生態に精通した職員を配置するなど、その専門的知見を活用しながら、初期防除と周辺調査の実施にあたるとともに、防除に従事する者に対しては、防除の内容、方法、留意すべき事項について適切に説明し、適宜研修会を開催する。初期定着段階の状態にある公共施設や事業者に対して、定期的な防除等を要請する。市町担当者を対象とした屋内研修会時（上記衛生環境研究所での開催時に限る）には、直ちに殺処分することを前提に捕獲したセアカゴケグモを用いた生体展

示も必要に応じて行い、未発生の市町担当者への情報提供を積極的に実施する。また、防除従事者台帳（様式第１号）を作成し、生物多様性センターに備え置き、従事者に追加や変更があった場合は、その都度更新する。

（２）後期定着段階

後期定着段階の地域では分布域の把握を生物多様性センターが中心となって市町と連携して実施する。一定数以上の営巣が確認された公共施設を中心に定期的なモニタリングを実施し、急激な密度増加や、近隣地域への拡散が認められた場合は、追加調査と地域への注意喚起を市町と連携して行う。多発市町における住居敷地内での防除は住居所有者が行うが、防除方法や外来ゴケグモの生態等の説明は、市町の要請に基づき生物多様性センターが実施する。また、工場等で定期的な防除を要望する場合は民間防除事業者との連携を検討する。多発市町の個人住居等からの通報の取扱いに関しては別途運用方針を定める。

防除等に係る体制の具体的な役割分担は次のとおりとする。

ア-1　県（自然保護課）

環境省等関係省庁および近隣県との連携、部局間連携と情報共有、定着段階移行時の役割分担の調整等を実施する。

ア-２　県（生物多様性センター）

市町等からの判別依頼対応、情報収集及び分析、科学的データの蓄積、結果のフィードバック、結果に基づく計画や防除目標の見直し、計画の進行管理、市町の取組に対する技術的支援を行う。また、市町等からの要請に応じて研修会等の講師対応を行う。防除等に従事する者の管理（県が依頼した者に限る。）を行う。

イ　市町

地域住民等からの情報収集と整理、県への報告を行う。防除等に従事する者の管理（市町が依頼した者に限る）、私有地等で実施する周辺調査にかかる調整を行う。

９　防除の方法

合成ピレスロイド系薬剤等を用いた市販薬剤散布や、営巣場所を探索した直接捕殺が主な防除方法である。薬剤防除は、クモの体表に直接薬剤が接触する必要があり、営巣場所の確認を伴わない広範囲な散布は非効率である。また、卵嚢は内部に薬剤が届かず殺虫効果は非常に低い。薬剤散布は周辺環境へ配慮して必要最小限な使用量に努める。シリコンオイルが含有された市販殺虫剤は営巣抑止効果がある。

確実な防除は、卵嚢も含めた直接捕殺であるが、孵化直後の個体は非常に小さいため、残存する可能性が高い。捕殺には缶スプレー式の殺虫剤を併用することで、可能な限り捕殺後の分散を防ぐ。

10　従事者

（１）台帳は別紙１のとおり作成し、これを従事者に変更があった場合遅滞なく更新する。

（２）従事者が防除実施計画書の内容を把握、遵守するために、実施前に本防除実施計画書に記載の内容について講習を行う。

別紙１

従事者台帳

番号	登録年月日	従事者氏名	メールアドレス 又は電話番号